
QA51 アイスクリームに使用する原料水は、飲料水のように大量に摂取されるものではありませんが、飲料水の基準値が適用されますか

アイスクリームは一般食品に該当します。食品取扱い施設で使用する水に対しては、食品衛生法上の放射性物質の基準値は設定されていませんが、最終製品である食品については、それぞれの食品区分ごとに基準値が適用されます。また、水道水については、水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標として、食品衛生法上の飲料水の基準と同様に、放射性セシウムについて 10 ベクレル/kg と設定されていますので、これを踏まえ、食品取扱い施設で使用する水についても、適切な管理をお願いします。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日